

「EV・PHEV・FCV向けCO₂フリー特約I」に係る供給条件説明書

必ず本紙をお読みいただき、内容をご確認・ご了承のうえ、所定の手続によりお申込みください。

- 本書は、電気事業法の定めにもとづき、お客さまとENEOS Power株式会社（以後「当社」といいます。）との電気需給契約（以後「需給契約」といいます。）に関する大切な事項を記載し、交付するものです。
- 需給契約に関する詳細または本書に記載のない事項につきましては、当社の「ENEOSでんき約款」（以後「電気約款」といいます。）、「EV・PHEV・FCV向けCO₂フリー特約I 契約約款」（以後「CO₂フリー約款」といいます。）および関連する契約約款をご参照ください。

1 EV・PHEV・FCV向けCO₂フリー特約Iの概要

- EV・PHEV・FCV向けCO₂フリー特約I（以後「CO₂フリー契約」といいます。）は、当社が非化石証書^{※1}を使用することにより、お客さまが使用される電気のおすべてを、実質的に再生可能エネルギー由来とみなすことができるご契約プランとなります。また、電気約款にもとづく需給契約（以後「主契約」といいます。）に付帯したご契約プランとなります。

※1：非化石電源が有する環境価値を、電気とは分離して取引することを可能にした証書であり、一般社団法人日本卸電力取引所の非化石価値取引市場を介して取引する証書をいいます。

2 CO₂フリー契約の要件

- CO₂フリー契約へのご加入を希望される場合には、次の(1)から(3)のすべての要件を満たしていただきます。

(1) 主契約が次のご契約メニューに該当すること。

エリア	ご契約メニュー
北海道エリア	北海道Vプラン、北海道動力プラン
東北エリア	東北Vプラン、東北動力プラン
関東エリア	Aプラン、東京Vプラン、動力プラン、東京動力プラン
中部エリア	中部Vプラン、中部動力プラン
北陸エリア	北陸Vプラン、北陸動力プラン
関西エリア	関西Aプラン、関西Bプラン、関西動力プラン
中国エリア	中国Aプラン、中国Bプラン、中国動力プラン
四国エリア	四国Aプラン、四国Bプラン、四国動力プラン
九州エリア	九州Vプラン、九州動力プラン

- (2) 2020年12月21日以後に、EV（電気自動車）、PHEV（プラグインハイブリット車）もしくはFCV（燃料電池自動車）（以下、これらを総称して「EV等」といいます。）のいづれかを、原則として主契約と同一の名称において、新車新規登録または新車新規検査届出をされていること。なお、当社は、必要に応じてお客さまからEV等に関する資料を提出していただきます。
- (3) 当社からの事前の依頼により、お客さまが使用される負荷を調整することができること。なお、当社からの負荷の調整依頼は、当社所定のウェブサイトへの掲載、電子メールによるお客さまへの通知等の電磁的方法またはその他当社が適当と判断した方法により、あらかじめその実施時期を定めて、お客さまにお知らせいたします。

3 CO₂フリー約款の変更

- 非化石証書に係る約定価格の大幅な変更があったとき、一般送配電事業者の定める託送供給等約款が改定されたとき、法令、条例、規則等の改正によりこの約款を変更する必要が生じたときその他当社が必要と判断したときは、当社は、民法第548条の4にもとづき、CO₂フリー約款を変更することがあります。この場合、電気約款2（約款の変更）の定めを準用し、電気料金その他の供給条件は、変更後のCO₂フリー約款によります。
- なお、CO₂フリー約款を変更する場合の電気事業法その他の法令にもとづくお客さまへの供給条件の説明および書面の交付については、電気約款2（約款の変更）の定めを準用いたします。

4 お申込みの方法

- インターネットや口頭等、当社が指定した方法によりお申込みいただけます。

5 主契約の需給開始予定日（詳細は、別途お客さまにお知らせいたします）

- 他の小売電気事業者から当社に需給契約を切替る場合の需給開始日は、一般送配電事業者および新旧小売電気事業者での契約切替手続きが完了した日（以後「マッチング」といいます。）から、原則として1営業日に2暦日を加えた日以後の日となります。ただし、スマートメーターへの取替工事が必要な場合は、原則としてマッチング日から8営業日に2暦日を加えた日以後の日となります。
- お引越しの場合は、原則としてお客さまがご希望された日が需給開始日となります。ただし、一般送配電事業者等との手続きその他のやむをえない事由によって、お客さまがご希望された需給開始日に電気を供給できないことがあります。なお、ご希望日の有無または前後にかかわらず、お客さまが既に電気の使用を開始している場合は、電気を使用した日にさかのぼって需給開始日といたします。

6 CO₂フリー契約の適用開始日

- CO₂フリー契約の適用開始日は、主契約の需給開始日といたします。ただし、既に当社との需給契約があるお客さまがCO₂フリー契約のお申込みをされた場合の適用開始日は、お客さまのお申込みを当社が承諾した日の直後に到来する検針日または計量日といたします。

7 CO₂フリー契約の適用期間

- CO₂フリー契約の適用期間は、適用開始日から主契約の契約期間満了日までといたします。ただし、CO₂フリー契約の要件を満たさなくなった場合もしくはお客さま

の都合によりCO₂フリー契約を解約される場合の契約期間満了日は、CO₂フリー契約の要件を満たさなくなった日もしくはお客さまがCO₂フリー契約の解約を希望された日の直後に到来する検針日または計量日の前日までといたします。

8 電気料金単価（単価はすべて税込となります）

〔凡例〕 Aバア=A、キボルバア=kVA、キワット時=kWh、キワット=kW（以後同じ）

8-1 北海道エリア

■ 北海道Vプラン

		区分	単価（税込）
基本料金	契約電流	10Aにつき	374円00銭
		(15Aの場合)	561円00銭
	契約容量	1kVAにつき	374円00銭
電力量料金	最初の120kWhまでの1kWhにつき		35円26銭
	120kWhをこえ280kWhまでの1kWhにつき		40円22銭
	280kWhをこえる1kWhにつき		42円61銭

■ 北海道動力プラン

		区分	単価（税込）
基本料金	契約電力1kWにつき		1,233円10銭
電力量料金	使用電力量1kWhにつき		28円93銭

8-2 東北エリア

■ 東北Vプラン

		区分	単価（税込）
基本料金	契約電流	10Aにつき	369円60銭
		(15Aの場合)	554円40銭
	契約容量	1kVAにつき	369円60銭
電力量料金	最初の120kWhまでの1kWhにつき		29円56銭
	120kWhをこえ300kWhまでの1kWhにつき		35円75銭
	300kWhをこえる1kWhにつき		38円55銭

■ 東北動力プラン

		区分	単価（税込）
基本料金	契約電力1kWにつき		1,190円89銭
電力量料金	使用電力量1kWhにつき	夏季 ^{※2}	27円22銭
		その他季 ^{※2}	25円77銭

8-3 関東エリア

■ Aプラン

		区分	単価（税込）
基本料金	契約電流	10Aにつき	295円24銭
		(15Aの場合)	442円86銭
	契約容量	1kVAにつき	295円24銭
電力量料金	最初の120kWhまでの1kWhにつき		31円26銭
	120kWhをこえ300kWhまでの1kWhにつき		34円21銭
	300kWhをこえる1kWhにつき		37円10銭

■ 東京Vプラン

		区分	単価（税込）
基本料金	契約電流	10Aにつき	295円24銭
		(15Aの場合)	442円86銭
	契約容量	1kVAにつき	295円24銭
電力量料金	最初の120kWhまでの1kWhにつき		30円00銭
	120kWhをこえ300kWhまでの1kWhにつき		35円05銭
	300kWhをこえる1kWhにつき		37円10銭

■ 動力プラン

		区分	単価（税込）
基本料金	契約電力1kWにつき		984円46銭
電力量料金	第1段階使用電力量 ^{※3} までの使用電力量1kWhにつき	夏季 ^{※2}	27円20銭
		その他季 ^{※2}	25円62銭
	第1段階使用電力量 ^{※3} をこえる使用電力量1kWhにつき	夏季 ^{※2}	29円05銭
		その他季 ^{※2}	28円94銭

■ 東京動力プラン

		区分	単価（税込）
基本料金	契約電力1kWにつき		1,028円46銭
電力量料金	使用電力量1kWhにつき	夏季 ^{※2}	27円49銭
		その他季 ^{※2}	25円92銭

8-4 中部エリア

■ 中部Vプラン

		区分	単価 (税込)
基本料金	契約電流	10Aにつき	296円64銭
		(15Aの場合)	444円96銭
	契約容量	1kVAにつき	296円64銭
電力量料金	最初の120kWhまでの1kWhにつき		21円12銭
	120kWhをこえ300kWhまでの1kWhにつき		25円04銭
	300kWhをこえる1kWhにつき		26円76銭

■ 中部動力プラン

		区分	単価 (税込)
基本料金	契約電力1kWにつき		1,064円96銭
電力量料金	使用電力量1kWhにつき	夏季 ^{※2}	17円09銭
		その他季 ^{※2}	15円54銭

8-5 北陸エリア

■ 北陸Vプラン

		区分	単価 (税込)
基本料金	契約電流	10Aにつき	302円50銭
		(15Aの場合)	453円75銭
	契約容量	1kVAにつき	302円50銭
電力量料金	最初の120kWhまでの1kWhにつき		30円67銭
	120kWhをこえ300kWhまでの1kWhにつき		34円17銭
	300kWhをこえる1kWhにつき		34円90銭

■ 北陸動力プラン

		区分	単価 (税込)
基本料金	契約電力1kWにつき		1,116円50銭
電力量料金	使用電力量1kWhにつき	夏季 ^{※2}	26円09銭
		その他季 ^{※2}	25円03銭

8-6 関西エリア

■ 関西Aプラン【契約容量は、6kVA未満といたします】

		区分	単価 (税込)
最低料金	1契約につき最初の15kWhまで		378円29銭
電力量料金	15kWhをこえ120kWhまでの1kWhにつき		20円32銭
	120kWhをこえ300kWhまでの1kWhにつき		24円00銭
	300kWhをこえる1kWhにつき		26円81銭

■ 関西Bプラン

		区分	単価 (税込)
基本料金	契約容量1kVAにつき		393円44銭
電力量料金	最初の120kWhまでの1kWhにつき		16円29銭
	120kWhをこえ300kWhまでの1kWhにつき		19円67銭
	300kWhをこえる1kWhにつき		21円93銭

■ 関西動力プラン

		区分	単価 (税込)
基本料金	契約電力1kWにつき		993円19銭
電力量料金	使用電力量1kWhにつき	夏季 ^{※2}	14円41銭
		その他季 ^{※2}	12円93銭

8-7 中国エリア

■ 中国Aプラン【契約容量は、6kVA未満といたします】

		区分	単価 (税込)
最低料金	1契約につき最初の15kWhまで		712円67銭
電力量料金	15kWhをこえ120kWhまでの1kWhにつき		32円66銭
	120kWhをこえ300kWhまでの1kWhにつき		38円79銭
	300kWhをこえる1kWhにつき		39円80銭

■ 中国Bプラン

		区分	単価 (税込)
基本料金	契約容量1kVAにつき		431円90銭
電力量料金	最初の120kWhまでの1kWhにつき		29円98銭
	120kWhをこえ300kWhまでの1kWhにつき		35円63銭
	300kWhをこえる1kWhにつき		36円52銭

■ 中国動力プラン

		区分	単価 (税込)
基本料金	契約電力1kWにつき		1,037円85銭
電力量料金	使用電力量1kWhにつき	夏季 ^{※2}	26円98銭
		その他季 ^{※2}	25円69銭

8-8 四国エリア

■ 四国Aプラン【契約容量は、6kVA未満といたします】

		区分	単価 (税込)
最低料金	1契約につき最初の11kWhまで		667円00銭
電力量料金	11kWhをこえ120kWhまでの1kWhにつき		30円65銭
	120kWhをこえ300kWhまでの1kWhにつき		36円63銭
	300kWhをこえる1kWhにつき		38円62銭

■ 四国Bプラン

		区分	単価 (税込)
基本料金	契約容量1kVAにつき		397円10銭
電力量料金	最初の120kWhまでの1kWhにつき		27円12銭
	120kWhをこえ300kWhまでの1kWhにつき		31円85銭
	300kWhをこえる1kWhにつき		34円35銭

■ 四国動力プラン

		区分	単価 (税込)
基本料金	契約電力1kWにつき		1,073円71銭
電力量料金	使用電力量1kWhにつき	夏季 ^{※2}	25円98銭
		その他季 ^{※2}	24円54銭

8-9 九州エリア

■ 九州Vプラン

		区分	単価 (税込)
基本料金	契約電流	10Aにつき	315円79銭
		(15Aの場合)	473円69銭
	契約容量	1kVAにつき	315円79銭
電力量料金	最初の120kWhまでの1kWhにつき		18円21銭
	120kWhをこえ300kWhまでの1kWhにつき		23円18銭
	300kWhをこえる1kWhにつき		24円90銭

■ 九州動力プラン

		区分	単価 (税込)
基本料金	契約電力1kWにつき		913円62銭
電力量料金	使用電力量1kWhにつき	夏季 ^{※2}	17円27銭
		その他季 ^{※2}	15円58銭

※2：夏季とは、毎年7月1日から9月30日までの期間をいい、その他季とは、毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間をいいます。また、料金の算定にあたっては、料金の算定期間終了日が属する日が夏季の場合には夏季料金単価を、当該終了日が属する日がその他季の場合は、その他料金単価をそれぞれ適用いたします。
 ※3：第1段階使用電力量とは、契約電力に110時間乗じてえた使用電力量といたします。

9 電気料金の算定方法（詳細は、電気約款等をご確認ください）

基本料金 または 最低料金 <small>※4</small>	+	電力量料金 × 使用電力量 × 当該電力量 料金単価	±	燃料費調整額 ^{※5} × 使用電力量 × 燃料費調整単価	+	再生可能エネルギー 発電促進賦課金 ^{※6} × 使用電力量 × 再生可能エネルギー 発電促進賦課金単価
--	---	---	---	--	---	---

・割引または特典がある場合、電気料金から割引し、または特典を付与いたします。

※4：基本料金は、契約電流、契約容量または契約電力に応じて算定し、最低料金は、1契約につき、あらかじめ定められた使用電力量に適用いたします。※5：燃料費調整額は、燃料費の価格変動に応じて算定いたします。なお、最低料金の場合の燃料費調整額は、最低料金分とそれをこえる分とを別々に算定いたします。また、北海道エリア、東北エリア、中国エリアおよび九州エリアの場合は、燃料費調整額と離島ユニバーサルサービス調整額を合計したものとし、燃料費等調整額として算定いたします。※6：再生可能エネルギー発電促進賦課金は、法令にもとづきお客さまから申し受ける金額となります。

10 計量器等の設置、工事費負担金等相当額（発生した場合のみ）

・計量器および電流制限器（関西エリア、中国エリアまたは四国エリアを除く）等の供給設備については、一般送配電事業者の所有とし、一般送配電事業者の負担で取り付けます。ただし、お客さまのご都合により、特に多額の費用を要する場合は、当該費用はお客さまのご負担となることがあります。
 ・需給契約の開始または変更等にもない、一般送配電事業者の供給設備を新たに施設し、または変更する場合で、一般送配電事業者の託送供給等約款にもとづき当社が工事費負担金等を請求されたときは、当社は、当該工事費負担金等に相当する金額をお客さまから申し受けます。

11 お客さまにご負担いただく場合がある費用（発生した場合のみ）

・お客さまが電気料金のお支払期日を経過してもなお、電気料金をお支払いいただけない場合、当社は、お支払期日の翌日からお支払日までの日数に応じて、年利10パーセントの延滞利息をお客さまから申し受けます。

$$\text{延滞利息} = \text{対象料金} \times 10\% \times \frac{\text{利息算定期間}}{365} \quad (\text{円未満切捨て})$$

・お客さまが電気工作物の変更等によって不正に電気をご使用され、電気料金の全部または一部のお支払いを免れた場合、当社は、その免れた金額の3倍に相当する金額を違約金としてお客さまから申し受けます。
 ・お客さまのご希望により次の書面を発行するときは、その手数料として、発行する書面1通につき、次の金額（すべて税込）をお支払いいただきます。

ご請求書/ご利用明細書	領収書	お支払証明書
220円	275円	880円

にねん とく ² 割	北海道Vプラン、東北Vプラン、Aプラン、東京Vプラン、中部Vプラン、北陸Vプラン、関西Aプラン、関西Bプラン、中国Aプラン、中国Bプラン、四国Aプラン、四国Bプラン、九州Vプランを2年単位で継続してご使用いただくことをお約束いただいた場合、ご使用電力量1kWhにつき0.2円(税込)を割引いたします。 なお、3年目以後は、ご使用電力量1kWhにつき0.3円(税込)を割引いたします。
ENEOSカード(C・P・Sまたはニコス)割引	ENEOSカードでENEOSでんきの料金をお支払いいただくお客さまがENEOSサービスステーションで給油される場合、通常のENEOSカード特典に加えて、ガソリン代、灯油代または軽油代から、1%につき、さらに1円(税込)を割引いたします。ただし、割引対象は、ご契約数または燃料油の種類によらず、ご本人またはご家族のカードでのご利用金額の合算で、毎月150%を上限といたします。なお、この割引は、ENEOSカードのご請求時に実施するものとし、ENEOSカードでENEOSでんきを最初にお支払いされた検針月の翌々月の給油分から適用いたします。
ENEOSカード(CB)割引	対象カードでENEOSでんきの料金をお支払いいただく場合、月々の電気料金(再生可能エネルギー発電促進課金を除きます)から100円(税込)を割引いたします。
その他の割引ポイント還元キャンペーン	当社が指定した特別提携クレジットカード、Tポイントその他の割引、ポイント還元またはキャンペーンは、当社ホームページもしくはENEOSでんき・都市ガス カスタマーセンターにご連絡いただき、内容をご確認いただけます。なお、代理店等による割引またはキャンペーンがある場合、当該内容については、裏面の代理店等までご確認ください。

13 ご契約電流、ご契約容量、ご契約電力(詳細は、電気約款等をご確認ください)

契約電流(A)	アンペアブレーカー契約のご契約電流は、10A、15A、20A、30A、40A、50A または 60A のいずれかとし、原則としてお客さまのお申し出によって定めます。
契約容量(kVA)	原則として主開閉器の定格電流または契約負荷設備の総容量にもとづき算定いたします。ただし、他の小売電気事業者から当社に需給契約を切り替える場合は、原則として切替前の契約容量を準用いたします。
契約電力(kW)	原則として主開閉器の定格電流または契約負荷設備の総容量にもとづき算定いたします。ただし、他の小売電気事業者から当社に需給契約を切り替える場合は、原則として切替前の契約電力を準用いたします。

14 供給電圧、供給電気方式、標準周波数

(凡例) ボルト=V、ヘルツ=Hz

・供給電圧および供給電気方式は、次のとおりといたします。

北海道Vプラン ^{※7} 、東北Vプラン ^{※7} Aプラン ^{※7} 、東京Vプラン ^{※7} 中部Vプラン ^{※7} 、北陸Vプラン ^{※7} 関西Aプラン、中国Aプラン 四国Aプラン、九州Vプラン ^{※7}	交流単相2線式標準電圧100Vまたは交流単相3線式標準電圧100Vもしくは200Vといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧200Vまたは交流3相3線式標準電圧200Vとすることがあります。
北海道Vプラン ^{※8} 、東北Vプラン ^{※8} Aプラン ^{※8} 、東京Vプラン ^{※8} 中部Vプラン ^{※8} 、北陸Vプラン ^{※8} 関西Bプラン、中国Bプラン、 四国Bプラン、九州Vプラン ^{※8}	交流単相3線式標準電圧100Vおよび200Vといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100Vもしくは200Vまたは交流3相3線式標準電圧200Vとすることがあります。
北海道動力プラン、東北動力プラン 動力プラン、東京動力プラン 中部動力プラン、北陸動力プラン、 関西動力プラン、中国動力プラン、 四国動力プラン、九州動力プラン	交流3相3線式標準電圧200Vといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100Vもしくは200Vまたは交流単相3線式標準電圧100Vもしくは200Vとすることがあります。

※7: アンペアブレーカー契約の場合 ※8: アンペアブレーカー契約以外の場合

・標準周波数は、原則として、北海道エリア、東北エリアおよび関東エリアは50Hz、中部エリア、北陸エリア、関西エリア、中国エリア、四国エリアおよび九州エリアは60Hzといたします。

15 最大需電力、最大使用電力、ご使用電力量の計量、料金の算定期間等

- 最大需要電力(kW)または最大使用電力(kW)は、スマートメーターにより計量される30分ごとのご使用電力量(kWh)を2倍してえた値の最大値とし、ご使用電力量(kWh)は、一般送配電事業者が取り付ける計量器により計量した値といたします。なお、万一、正しく計量できなかった場合等については、お客さまと当社とのご協議をふまえ、当社と一般送配電事業者との協議により定めた値といたします。ただし、一般送配電事業者が直接お客さまと協議する場合には、お客さまと一般送配電事業者が定めた値といたします。
- 検針日または計量日は、一般送配電事業者が定めた日とし、検針は、原則として毎月、一般送配電事業者が行います。
- 料金の算定期間は1ヶ月とし、原則として、前月の検針日または前月の計量日から当月の検針日または当月の計量日の前日までの期間といたします。なお、料金の算

定期間を1ヶ月とすることができない場合、料金は、電気約款にもとづき日割して算定いたします。

- ・料金のお支払義務は、原則として検針日に発生するものとし、お支払期日は、お支払義務発生日の翌日から起算して30日目といたします。

16 電気料金のお支払方法

- ・電気料金のお支払方法は、原則として次のいずれかによります。

クレジットカード	クレジットカードによるお支払いの場合は、ご指定のカード会社の規約にもとづき電気料金をお支払いいただきます。
口座振替	お客さまのご指定のご預金口座から毎月自動的に電気料金をお支払いいただきます。なお、口座振替手続きの完了までに1~2ヶ月程度を要することがありますが、この口座振替手続が完了するまでの間につきましては、振込票(コンビニエンスストア専用)で電気料金をお支払いいただくことがあります。

- ・期日までにお支払いいただけなかった料金を、当社が指定した金融機関等を通じてお客さまが払い込みにより支払われる場合、当社は、原則として請求書の発行に係る手数料(550円(税込))を申し受けます。

17 電気のご使用、保安等にもなうお客さまのご協力

- ・一般送配電事業者の供給設備の工事および維持のために必要な用地の確保等について、ご協力をお願いいたします。
- ・一般送配電事業者の供給設備の故障、点検、修繕または変更その他工事にやむをえない場合、または電気の需給上もしくは保安上必要な場合、電気の使用の制限または中止に関してご協力ならびにご理解をお願いいたします。
- ・当社または一般送配電事業者が業務上、必要とする場合には、お客さまの土地または建物に立ち入ることにご承諾をいただきます。
- ・引込線、計量器その他お客さまの電気のご使用場所内の一般送配電事業者の電気工作物に異状もしくは故障があり、またはそれらが生ずるおそれがある場合は、一般送配電事業者にご連絡していただきませうお願いいたします。
- ・お客さまが一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすような物件、設備の設置、変更、修繕工事をされる場合は、あらかじめその内容を一般送配電事業者にご連絡していただきますようお願いいたします。
- ・お客さまが電気工作物の変更を行った場合には、その旨を一般送配電事業者にご連絡していただきますようお願いいたします。
- ・EV等に係る充電履歴または充電履歴のデータ提供等にご協力いただくことがあります。なお、このデータ提供等にあたって当社は、お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることを承諾していただきます。なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。
- ・お客さまが、EV等を譲渡または廃棄する場合等については、原則として当社に申し出ていただきます。
- ・その他、一般送配電事業者の託送供給等約款の遵守をお願いいたします。

18 需給契約(主契約)のご契約期間またはご契約期間の更新

- ・ご契約期間は、需給契約が成立した日から、料金適用開始日の翌年の12月31日までといたします。
- ・ご契約期間満了に先だって需給契約の終了または変更がない場合の需給契約は、ご契約期間満了後も1年ごとに同一条件で更新されるものといたします。なお、この場合の電気事業法その他の法令にもとづく供給条件の説明および書面交付は、需給契約の期間に関する事項のみとし、当社の専用ホームページ等に掲載する方法等によりお客さまにお知らせいたします。また、次の「にねん とく²割」の場合のご契約の更新に関するお知らせ方法も同様といたします。
- ・需給契約を変更する場合の契約期間の終期は、従前の契約期間の終期といたします。
- ・「にねん とく²割」の場合のご契約期間およびご契約の更新は、次によります。
 - (1) お客さまが新たな需給契約のお申込みをされた場合、割引適用開始日は、需給契約の需給開始日からとし、割引適用終了日は、需給開始日以後最初の検針日から23ヶ月目の検針日の前日までといたします。
 - (2) 既に当社との需給契約があるお客さまがお申込みされた場合、割引適用開始日は、お申込日の直前の検針日とし、割引適用終了日は、お申込日の直前の検針日から24ヶ月目の検針日の前日までといたします。なお、割引適用期間満了に先立って、お客さまからご契約解除のお申し出、または需給契約のご解約がない場合、割引適用期間満了の日から24ヶ月目の検針日の前日までご契約が自動更新されるものとし、それ以後も同様といたします。

19 需給契約(主契約)のご解約等に関する事項

- ・お客さまが電気のご使用を廃止される場合には、あらかじめその廃止期日を定めて当社にご連絡していただきますようお願いいたします。
- ・お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、需給契約を解約することがあります。なお、この場合、原則として解約日の15日前までにお客さまにお知らせいたします。
 - (1) 一般送配電事業者により電気のご供給を停止された場合において、当社が定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合
 - (2) お客さまが電気料金の支払期日を20日経過してもなお電気料金をお支払いいただけない場合、またはお客さまが電気料金以外の債務(延滞利息、違約金、工事費負担金等相当額その他電気約款等から生ずる金銭債務をいいます。)をお支払いいただけない場合
 - (3) お客さまが電気約款または託送供給等約款に違反した場合

- (4) お客さまが反社会的勢力関係者と判明した場合、または反社会的勢力関係者の疑いがあると当社が認めた場合
- (5) その他当社の所定の審査にもとづく当社の裁量において、やむを得ず需給契約を解約する場合

20 需給契約（主契約）の変更またはご解約等に関するご留意事項

- ご契約種別、ご契約電流等を変更される場合は、お申込みをされた日以後、原則として最初の検針日または最初の計量日を需給契約の変更日といたします。
- 一般送配電事業者が供給設備の全部または一部を施設したのち、お客さまのご都合によって需給開始に至らないで需給契約をご変更または解約される場合において、一般送配電事業者から当社に工事費等の請求がなされたときは、当社は、その実費をお客さまから申し受けます。
- お客さまがご契約電流、ご契約容量またはご契約電力を新たに設定し、もしくは増加された日以後1年に満たないで電気のご使用を廃止しようと、またはご契約電流、ご契約容量またはご契約電力を減少しようとされる場合において、一般送配電事業者から当社に料金または工事費の精算に係る請求がなされたときは、当社は、その実費について、原則として需給契約の変更日または終了日にお客さまから申し受けるものといたします。なお、この場合において、関西Aプラン、中国Aプランまたは四国Aプランのお客さまは、契約容量を6kVAであるものとみなします。
- にねん とく割のお客さまがご契約期間中に需給契約の廃止またはご解約をされた場合、割引のご加入年数にかかわらず、解約手数料1,100円（税込）が発生いたします。ただし、割引適用開始から23ヶ月目および24ヶ月目を除きます。なお、お引越し先で継続してENEOSでんきをご使用いただく場合、当該解約手数料は発生いたしません。

21 セット販売について

- 代理店等がセット販売を行っている場合、電気の供給は当社が行い、代理店等のサービスは、代理店等自らがを行います。なお、セット割引、キャッシュバック等のサービスを代理店等が提供する場合がありますが、これらのサービスは当社ではなく代理店等の責任で行いますので、その内容または手続等については、代理店等にお問合せのうえご確認ください。なお、当社は、代理店等のサービスの提供を受けているお客さまが、当該サービスの提供を受けることをやめたことを理由として、電気料金の改定その他の不利益な取扱いをすることはありません。

22 電源構成等の開示について

- 当社の電源構成もしくは非化石証書の使用状況および当該計画値または当該実績値については、当社所定のウェブサイトに掲載いたします。

23 個人情報の取扱いについて

- 当社は、お客さまの氏名、名称、電話番号、住所、契約種別、電気料金のお支払状況または電気のご利用状況等の情報の取扱いに関する指針（以後「プライバシーポリシー」といいます。）を定め、当社のホームページ等において掲示いたします。また、当社は、お客さまの個人情報について、電気事業その他関連する業務の健全な運営またはお客さまの利便性向上等を目的として、プライバシーポリシーに定めるところにより、その目的の遂行に必要な範囲で利用させていただきます。また、当社は、お客さまの個人情報を当社が指定する共同利用者と共同で利用し、または当社が指定する第三者へ提供する場合があります。

24 供給エリアについて

- 供給エリアは、次の地域といたします。ただし、電気事業法第2条第1項第8号イに定める離島は対象外となります。

北海道エリア	北海道
東北エリア	青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県、新潟県
関東エリア	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、静岡県（富士川以東）
中部エリア	愛知県、岐阜県（一部を除きます。）、三重県（一部を除きます。）、静岡県（富士川以西）、長野県
北陸エリア	富山県、石川県、福井県（一部を除きます。）、岐阜県の一部
関西エリア	滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県、兵庫県（一部を除きます。）、福井県の一部、岐阜県の一部、三重県の一部
中国エリア	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、兵庫県の一部、香川県の一部、愛媛県の一部
四国エリア	徳島県、高知県、香川県（一部を除きます。）、愛媛県（一部を除きます。）、
九州エリア	福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、宮崎県、鹿児島県

25 その他

- 本書は、電気事業法第2条の13第2項および同法第2条の14第1項の定めにもとづき交付するものです。
- お客さまの現在のご契約がオール電化契約等の場合には、電気の契約切替により電気料金がお得にならない場合があります。詳しくは、ENEOSでんき・都市ガスカスタマーセンターまでお問い合わせください。
- お客さまが故意または過失によって、電気のご使用場所内の一般送配電事業者の電気工作物等を損傷し、または亡失したことにより、当社が当該一般送配電事業者から賠償の請求を受けた場合、当社は、その賠償に要する金額をお客さまから申し受けます。
- 最大需要電力が契約電力を超過した場合、または負荷率が100パーセントをこえた場合等、お客さまの需給契約が電気の使用状態に比べて不相当と認められる場合には、すみやかに需給契約を適正なものに変更していただきます。

- 一般送配電事業者の電気工作物に故障が生じ、または故障が生ずるおそれがある等の場合には、電気の供給を中止し、または電気の使用を制限することがあります。
- 訪問販売、電話勧誘販売について、特定商取引に関する法律および同施行令等にもとづき、需給契約は、クーリング・オフの対象となります。
- 当社以外の小売電気事業者から当社に電気の契約を切り替えた場合、ポイント等の特典の失効やご解約による精算金等が発生する場合があります。詳しくは、現在の小売電気事業者へお問い合わせください。
- 停電や電気の供給設備に関するお問い合わせは、地域の一般送配電事業者までご連絡ください。
- 当社は、電気約款の内容を変更することがあります。この場合、当社のホームページ、当社のホームページ上のお客さま専用ページへの掲載その他の方法によりあらかじめお客さまへお知らせいたします。
- 本書に記載のない事項については、電気約款、CO₂フリー約款またはその他関連する当社の契約約款によります。

以上

小売電気事業者名

ENEOS Power 株式会社

東京都千代田区大手町一丁目1番2号
（小売電気事業者登録番号：A0050）

【お問い合わせ先】

ENEOSでんき・都市ガス カスタマーセンター
（EV等受付窓口）

「EV・PHEV・FCV向けCO₂フリー特約I」 に関するお問い合わせ

☎ 0120-200-974

受付時間：午前9時～午後5時（日曜日および祝日、年末年始を除く）

【ホームページ】 <https://www.eneos.co.jp/denki/benefit/co2free1.html>

その他ENEOSでんきに関するお問い合わせ※

ENEOSでんき・都市ガス カスタマーセンター

☎ 0570-01-8704（ナビダイヤル）（IP電話などからは03-6627-1763）

受付時間：午前9時～午後5時（日曜日および祝日、年末年始を除く）

【ホームページ】 <https://www.eneos.co.jp/denki/>

代理店等（電気需給契約の媒介者）

〔代理店向け〕本欄に記載がある場合は、当該企業が媒介を行います。

●会社名、連絡先（電話番号）、受付時間を必ず記載願います。

●本書をお客さまにご説明のうえお渡し願います。

2024年4月版